

<抄>

事務連絡
平成27年2月3日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その12）

「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」（平成26年厚生労働省告示第57号）等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成26年3月5日保医発0305第3号）等により、平成26年4月1日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義照会資料を別添1から3のとおり取りまとめたので、参考までに送付いたします。

調剤報酬点数表関係

【一包化加算】

(問1) 処方された薬剤を一包化する際に、吸湿性が強い等の理由で直接の被包 (PTPシート) から取り出すことができない薬剤をPTPシートで交付するなど一包化とは別にした場合であっても、その薬剤を除いて一包化した部分が算定要件を満たしていれば一包化加算を算定できるか。

(答) 算定して差し支えない。

この場合、一包化をしなかった薬剤及びその理由を調剤録等に記録しておくことが望ましい。

(問2) 一包化加算の算定に当たっては、同一銘柄の同一剤形で規格のみが異なる薬剤が同時に調剤された場合 (例えば0.5mg錠と1mg錠) は1種類として取り扱うことでよいか。

(答) 貴見のとおり。